

開催期日 令和6年5月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和6年5月15日 午後1時30分
閉 会 令和6年5月15日 午後2時23分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
処分について

協議事項 中島村農業委員会の令和5年度最適化活動の目標及び
目標に対する点検・評価等（案）について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者8名・欠席者4名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和6年第5回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。
会長（あいさつ）

どうも改めましてこんにちは。第5回中島村農業委員会総会のご案内を申し上げましたところ、今回は4人ほど欠席しております。田植えやらもろもろあるでしょうから、これはやむを得ません。

先ほど吉田定雄推進委員さんからお聞きしたんですが、大変ブロッコリーが高いんだそうですね。今まで作ってきて例年にない初めての価格のようでございます。大変幸先の良いスタートでございますので、トマトも併せて軌道に乗ってくれればと思います。大変喜ばしいことと思います。田植えの方はまだ完全でないということで、もう少しかかるのかなというように感じております。

さて、本日の議事ございますが、議案が1件と協議事項がございます。どうぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げます。本日は大変お忙しいところありがとうございました。ご苦労様でございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男農業委員、1番小林均農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第1号受付番号第3号につきまして、5月7日に、譲渡人・●●●●さんに電話にて確認、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第3号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また吉田推進委員と同様に、現地についても5月7日に確認いたしましたが無問題で、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了につき、協議事項に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項 中島村農業委員会の令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価等（案）について説明した。

議長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

1 番鈴木和宏推進委員

違反転用に関して、「広報で農地転用制度の周知を図った」とありますが、直接行政から「あなたのやっていることは違反転用なんです」というような通知というかお知らせはなさらないのでしょうか。

事務局

只今のご質問につきまして、直接通知を送付したという実績はないのですが、現地を確認後、直接所有者さんの所へ行って、これは申請を出してもらう必要がありますと、個別に声をかけるということがあります。

1 番鈴木和宏推進委員

直接行政から言われないと、昔からこうだったからと、なあなあになっているところもあるのかなと感じます。今回の相続義務化などと併せて促していければ、違反転用も解消しやすくなるのではと感じたものですから。

事務局

相続についても、未相続のところも結構あるかと思しますので、そういったところと併せてこちらからアプローチできるように検討していきたいと思ます。

事務局長

広報誌等を通じて、今鈴木さんが言われたような相続と、その際に地目も現状に合わせた地目に直してもらう手続きもしていただけるように、周知の体制を強化していきたいと思ます。

1 番鈴木和宏推進委員

直接通知なり、行政から直接言われた方がグサッとくるんですね。私達の立場から言っても、誰誰もやっているから、生まれる前からこうだったから等、行政の方から釘を刺してあげると全然違うのかなと思ます。

議長

地区によっては違反転用は結構ありますか？

1 番鈴木和宏推進委員

あります。堂々としてらっしゃいます。

議長

あまりに堂々としていると、人間性が問われますよね。

事務局長

村が権限移譲を受ける前、県の許可だった時には県の部署に入ってもらって指導というのが多かったんですけども、転用の許可が、面積等にもよりますが、村主体になったことで逆に言いにくくなってしまったところがあるかもしれません。

議 長

今までの流れをお話ししますと、村の方で分からなくても県の方で立ち寄って、あそこは違反ですねというようなことがありました。今はそういうのが無いんですね。例えば、畑に木を切った後の木材や建設用残土など。置いてはダメなんですよ。やっちゃいけないことはダメですよ。

1 番鈴木和宏推進委員

長年放置されているんですよ。畑に家が建ってしまっていたり。

事務局長

自分が担当者だった頃、十数年前の話ですが、もうどうしようもない場合は現況確認証明で対応したこともありました。

1 番鈴木和宏推進委員

むしろ現況確認証明でも、原状回復までは求めないからということで、きちんと申請して、せめて解消する気がないのかなど。そのままずっと未来へも誤魔化して、結局畑のまま宅地として使ってらっしゃる。

事務局長

現在の転用案件の処理の流れは。

事 務 局

3, 0 0 0 m²以内の一般住宅や農業用施設等については、権限移譲を受けたので村のみでの処理となります。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、協議事項 中島村農業委員会の令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価等（案）については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

以上をもって、協議事項終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、6月14日（金）に役場2階会議室で行う。

二点目 委員改選の募集要項について

三点目 令和7年度農業施策に関する意見の提出等の検討について

四点目 「地域計画に係わる農業経営意向調査」の未回答者への訪問について（依頼）

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和6年5月15日 午後2時23分